

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター労働組合から次のとおり争議行為を行う旨、平成20年11月10日通知があった。

平成20年11月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

賃金・労働条件等に関する要求の完全獲得を目的とする本組合と、相手方であるかがわ総合リハビリテーションセンターに対する争議

2 日時

平成20年11月21日午前8時30分以降、要求貫徹までの期間

3 場所

香川県高松市田村町1114番地

かがわ総合リハビリテーションセンターの構内又は職場

4 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的に、連続的、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための、一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入所中の重症患者のための必要ある場合は、保安要員若干名を除く。